

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名 復興庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）に基づく農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構（以下、「機構」という。）を介した農用地等の権利の設定・移転を行う際に、農業委員会等の意見を聴いた上で作成する計画であり、都道府県知事が認可・公告することで、農用地等の権利の設定・移転の効果が生じるものである。 また、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）において、原子力被災12市町村の営農再開及び農地集積を促進する観点から、福島県知事が農用地利用集積等促進計画を作成し、公告できるよう措置している。 ・特例措置の内容 機構法又は福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画によって農用地区域内の土地を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、①取得土地が農用地区域内にある場合は、取得土地価格の1/3相当額、②農用地区域内にある土地の交換による取得の場合は、交換により失った土地価格と取得土地価格の1/3相当額のいずれか多い額を控除する特例措置が講じられる。 ・要望の内容 2年間延長する。	
関係条文	地方税法附則第11条第1項	
減収見込額	[初年度] — (▲65) [平年度] — (▲65) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化により、農地の有効利用や担い手の生産性向上を推進し、食料自給力を確保すること (2) 施策の必要性 ① 高齢化や人口減少により農業者の減少が進み、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農林水産省では、令和6年6月に改正施行された食料・農業・農村基本法の基本理念の一つである「食料安全保障の確保」を実現する観点から、同法に基づき令和7年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画における講ずべき施策として、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めることとしている。 平成26年に担い手への農地の集積・集約化を図るため、機構を設立し、複数の所有者から農地を借り受け、まとまった一団の農地にして担い手等へ転貸する、利用権を中心とした農地の権利移転を推進することにより、それまで停滞していた担い手への農地集積率（当時 48.7%）は、令和7年度末時点で 62.1%に上昇してきたところ。 また、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を進めるための一連の改正を行ったところ。 令和12年度までに担い手への農地集積率7割の目標を達成するために、担い手への農地の集積・集約化を進めるに当たり、担い手の耕作する農地が分散している場合には、他の担い手と農地を交換する	

	等によって集約化し、生産性を高めることが不可欠である。また、高齢農業者等が規模縮小をする場合に、地域ごとにまとまった農地を機構に売り渡すこと等により、農地の集積・集約化を計画的かつ段階的に進めることが、農地の受け手となる担い手にとっても負担を軽減することにつながる。 今後とも農地の集積・集約化を進める担い手の農業経営の発展を支援していくために、農用地利用集積等促進計画による農地取得の際の負担を軽減する本特例措置は引き続き継続していく必要がある。 ② 担い手に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定されている。 ア 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）（令和 6 年 6 月 5 日改正法施行） （望ましい農業構造の確立） 第 26 条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。 （農地の確保及び有効利用） 第 28 条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、<u>効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進</u>その他必要な施策を講ずるものとする。 イ 食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定） 食料安全保障を実現する観点から、「食料自給力の確保」において ・ <u>2030 年度の担い手への農地集積率の目標値として 7 割</u> ・ <u>地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進める</u> ことを明記。 ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号） （援助） 第 31 条 国及び都道府県は、この法律に特別の定めのあるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん、経費の補助その他の援助を行うように努めるものとする。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保															
	政策の達成目標	令和 12 年度の担い手への農地集積率が 7 割															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間延長															
	同上の期間中の達成目標	担い手への農地集積率を 7 割に拡大していく。															
	政策目標の達成状況	令和 8 年 3 月末における担い手への農地集積率は 62. 1%															
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>適用見込み</td><td>令和 8 年度</td><td>令和 9 年度</td><td>令和 10 年度</td></tr><tr><td>適用件数（件）</td><td>15, 110</td><td>15, 110</td><td>15, 110</td></tr><tr><td>減収額（百万円）</td><td>65</td><td>65</td><td>65</td></tr></table>				適用見込み	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	適用件数（件）	15, 110	15, 110	15, 110	減収額（百万円）	65	65	65
	適用見込み	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度													
適用件数（件）	15, 110	15, 110	15, 110														
減収額（百万円）	65	65	65														
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	農用地利用集積等促進計画による農用地等の円滑な権利移動を促すことで、食料・農業・農村基本法に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進に加えて、市町村が作成している地域計画（目標地図）の実現に寄与するものである。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（登録免許税）（租税特別措置法第 77 条）															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成（農地中間管理機構事業の令和 8 年度予算額 46 億円の内数）															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構の農地取得に伴う負担軽減を図り、担い手の円滑な農地取得を実現するために、予算上の措置は機構に対して買入資金に係る利子を助成し、税制は担い手が農地を取得する場合の不動産取得税を軽減するという役割分担となっている。															
	要望の措置の妥当性	農地を取得する場合には、その購入に多額の資金が必要となることに加え、登記手数料や各種租税公課等により相当の負担が生じる中、その税負担を軽減することは、農地取得を促進するためのインセンティブとなるものである。また、税制措置は、毎年の予算額に左右される補助事業に比べて、適用期限内であれば確実に適用できるため、農業者が安心して規模拡大等に取り組むことができることから、手段としての確かつ有効なものである。 なお、機構法に基づく農用地利用集積等促進計画は、機構が作成し、都道府県知事が認可・公告するもの、福島特措法に基づく農用地利用集積等促進計画は、福島県知事が作成し、公告するものであり、本特例措置の適用対象は、いずれも公的な計画に基づく土地の譲渡である。 また、適用対象を農用地としての利用が確保される農用地区域内の土地に限定しており、政策目標達成のために必要最小限の措置となっている。															

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	適用実績					
		区 分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
		件 数	15,396	15,090	14,118	14,720	16,227
		減税額（百万円）	68	62	59	64	73
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類 課税標準（不動産価格）					
		② 適用総額（千円）					
		4 年度	5 年度	6 年度			
		1,953,650	2,140,348	2,417,660			
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	令和5年における農地の有償所有権移転面積は約3.7万haであり、そのうち農業経営基盤強化促進法による面積は約2.6万haで7割以上を占めている。 特に、北海道のように、農地の売買価格が収益還元価格に近い地域においては、売買による担い手への農地の集積・集約化が定着しており、担い手による農地の購入のニーズがあるものの、直ぐに資金を確保できない場合など、農地を譲渡したい離農者等から一旦機構が買入れ、その後担い手に売り渡す形で集積することができる。 本特例措置は、担い手の農地取得の際の不動産取得税の負担を軽減することで集積を円滑に進められることから、手段として有効である。 ※ 有償所有権移転面積は、令和5年農地の権利移動・借賃等調査より算出。					
	前回要望時の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）に伴い、令和6年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和8年3月末における担い手による農地の利用面積は約263万ha、全耕地面積（約424万ha）に占める割合は62.1%。						
これまでの要望経緯	昭和56年に特例措置が認められて以来、2年ごとに適用期限を延長 令和3年 福島特措法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和4年 農業経営基盤強化促進法等の改正を前提に、機構法の農用地利用集積等促進計画に基づくものについて所要の措置 令和5年 適用期限を2年延長 令和7年 適用期限を2年延長						